

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

単位:千円

基金の名称	山梨県公立学校情報通信機器整備基金		
基金設置法人名	山梨県		
基金の額		今回造成額	483,403 千円
		造成完了時における残高	483,403 千円
	(うち国費相当額)	今回造成額	483,403 千円
		造成完了時における残高	483,403 千円
基金事業等の概要	公立学校における情報通信機器の整備を計画的かつ効率的に推進するため基金を設置する。		
その他の事項			